

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン接種予診票の誤送付について

1 概要

(1)内容

当該予防接種は平成26年10月から今まで一度も肺炎球菌ワクチンを接種したことの無い65歳の人を定期接種の対象として公費負担しており、平成30年度までは65歳以上の5歳刻みの年齢になる人も経過措置により対象となっていた。なお、令和元年度からの5年間、経過措置が延長された。

令和4年度も例年と同様に対象者へ予診票等の案内書類を送付したが、一部、接種済みで対象外である552名（平成29年度に接種済みの人）に予診票等を送付した。

(2)経緯

- ・令和4年3月29日 令和4年度対象者に予診票等を発送（9,915件）
- ・令和4年3月31日 市民からの問合せを受けて調査した結果、令和4年度対象者として発送した9,915件のうち、既に接種済みの対象者552名（うち6名は2枚送付）について、誤って送付していたことが判明。

(3)原因

予診票は、特定年齢の人のうち、接種歴がない（接種日が空白）人を対象者として出力するが、過去に予診票の再発行や接種日の入力処理の方法により、1人に複数のレコードが作成されていた。このことから、接種歴のある（接種済み）人でも、複数のレコードが存在し、接種歴のないデータが存在していれば、対象者として予診票が出力されていた。

2 事案発生後の対応

- (1) 4月1日付けで全対象者にお詫び文書及び返信用封筒を送付し、予診票の返送を依頼。
- (2) 4月1日付けで予防接種協力医療機関宛てに、予約受付の際などに、過去の接種の有無について、確認いただくよう依頼文を送付。

3 事故の防止策

システム業者と協議し、今回の事案を防ぐためのシステム改修を行う。